

2025年10月24日
株式会社岩手銀行

貸金庫規定の改定について

株式会社岩手銀行（頭取 岩山 徹）は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり関連規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取り扱いいただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

- (1) いわぎん貸金庫規定
- (2) いわぎん自動貸金庫規定

2. 改定内容（新旧対照表は別紙のとおり）

(1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券〔福沢諭吉〕）詳しくは日本銀行HPをご確認ください。

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm

3. 改定日

2026年4月1日（水）

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) なお、2（1）記載の書面につきましては、順次、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきますので、お手元に届き次第、郵送または窓口への提出によりご申告願います。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
事務統括部 藤原 電話：019-623-1111（代表）

いわぎん貸金庫規定【新旧対照表】

改 定 前	改 定 後
いわぎん貸金庫規定 当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。 1 (格納品の範囲) (1) ～ (2) (省略) (新規追加) (新規追加) <u>2～10</u> (省略) <u>11</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号aからfおよび第3号aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号aからfまたは第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>12</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、	いわぎん貸金庫規定 当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。 1 (格納品の範囲) (1) ～ (2) (現行どおり) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。</u> <u>2 (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3～11</u> (現行どおり) <u>12</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 <u>13</u> 条第3項第1号、第2号aからfおよび第3号aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>13</u> 条第3項第1号、第2号aからfまたは第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>13</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>9</u> 条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>3</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、

改 定 前	改 定 後
当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき (新規追加) (3) (省略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (省略) <u>13～16</u> (省略) 以 上	当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) (現行どおり) (4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (現行どおり) <u>14～17</u> (現行どおり) 以 上

いわぎん自動貸金庫規定【新旧対照表】

改 定 前	改 定 後
いわぎん自動貸金庫規定 当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。 1 (格納品の範囲) (1) ～ (2) (省略) (追加) (追加) <u>2～11 (省略)</u> <u>12</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 <u>13</u> 条第3項第1号、第2号aからfおよび第3号aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>13</u> 条第3項第1号、第2号aからfまたは第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>13</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、	いわぎん自動貸金庫規定 当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。 1 (格納品の範囲) (1) ～ (2) (現行どおり) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。</u> <u>2 (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3～12 (現行どおり)</u> <u>13</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第 <u>14</u> 条第3項第1号、第2号aからfおよび第3号aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>14</u> 条第3項第1号、第2号aからfまたは第3号aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>14</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>9</u> 条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>3</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、

改 定 前	改 定 後
当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき (追加) (3) (省略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (省略) <u>14～17</u> (省略) 以 上	当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) (現行どおり) (4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (現行どおり) <u>15～18</u> (現行どおり) 以 上

いわぎん貸金庫規定（赤字が改定箇所）

当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。

1 （格納品の範囲）

（1）貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。

- ① 公杜債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

（2）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

2 （利用目的の確認）

（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3 （契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4 （使用料）

（1）貸金庫の使用料は、別表料金表記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月20日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5 （鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

7 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8 (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替に要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10 (印鑑照合等)

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務は負いません。

11 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12 （反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 a から f および第 3 号 a から e のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 a から f または第 3 号 a から e の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

13 （解約等）

（1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。

（2）つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

（3）前項のほか、つぎの各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、つぎのいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団準構成員
 - d. 暴力団関係企業
 - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - f. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為

- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17 (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(2026.4.1)

いわぎん自動貸金庫規定（赤字が改正箇所）

当行は、お客さまから当行所定のこの取引に係る申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この取引に係る契約が成立するものとします。

1 （格納品の範囲）

（1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公杜債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

（2）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

2 （利用目的の確認）

（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3 （契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4 （使用料）

（1）貸金庫の使用料は、別表料金表記載の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月20日（休日の場合翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座、当座預金の各取扱規定および「いわぎん」各種カードローン規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。

（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

（3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5 （鍵等の保管）

（1）貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出

の印章、または署名により封印し、当行が保管します。

- (2) 借主および借主があらかじめ届出た代理人に、貸金庫の開閉等に使用するいわぎん貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。

6 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 貸金庫室への入室に当たっては、専用入口に備付けの「カード読取機」に貸金庫カードを挿入してください。
- (3) 貸金庫を取出す場合は、貸金庫室に備付けてある「暗証入力装置」に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証番号をボタン操作により入力してください。
- (4) 格納品の出し入れは、貸金庫室内の机等当行所定の 箇所で行ってください。
- (5) 貸金庫使用後は、施錠してください。
- (6) 退室の際は、出口に備付けてある「退室用開扉装置」に正鍵を挿入のうえ開扉してください。

7 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
貸金庫カード、正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8 (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合相当の期間をおくことがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10 (暗証照合等)

暗証入力装置により、貸金庫カードを確認し、暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合は、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行で責任を負いません。

11 (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしたうえは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行で責任を負いません。なお使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

12 （損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備に故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13 （反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 a から f および第 3 号 a から e のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 14 条第 3 項第 1 号、第 2 号 a から f または第 3 号 a から e の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

14 （解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、つぎの各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手

続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、つぎのいずれかに該当したことが判明した場合

- a. 暴力団
- b. 暴力団員
- c. 暴力団準構成員
- d. 暴力団関係企業
- e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- f. その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為をした場合

- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

17 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18 (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に

は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
(2026.4.1)